



鳥取県公報

令和8年3月27日（金）
第9776号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効（144）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2
	カラスガイ保護管理事業の認定（145）（自然共生課）・・・・・・・・・・ 2
	ヨーネ病検査等の実施（146）（家畜防疫課）・・・・・・・・・・ 2
	家畜伝染病予防法による注射の命令（147）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	基本測量の実施（148）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 4
	公共測量の終了（2件）（149・150）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	土地改良区の役員の退任（3件）（151～153）（中部総合事務所農林局）・・・・・・ 5
	指定居宅サービス事業者の指定（154）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（155）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	開発行為に関する工事の完了（156）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・ 6
◇ 選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基 幹放送事業者等（25）・・・・・・・・・・ 6
◇ 内水面漁 管委告示	コイの放流等の禁止に関する指示（1）・・・・・・・・・・ 7
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第144号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
7-知(1)-13	1 S B - L S D	令和8年3月6日	令和8年3月14日
7-知(1)-14	3 C l - P C P、 3 - C h l o r o - P C P	〃	〃
7-知(1)-15	2 m e - P i H P、 2 m e - P H i P、 2 - m e t h y l - α - P i H P、 2 - m e t h y l - α - P H i P	〃	〃
7-知(1)-16	I s o p r o p o x a t e	〃	〃

鳥取県告示第145号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行うカラスガイを対象とした保護管理事業について、その事業計画が鳥取県カラスガイ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保護管理事業を行う者の住所及び氏名
八頭郡八頭町大坪414-1
一般社団法人湿地管理組合 代表理事 小宮 春平
- 保護管理事業の内容
 - 生息状況の把握のためのモニタリング調査
 - 生息環境の維持及び改善に向けた活動
 - 域外保全及び人為増殖の検討及び実施
 - 地元住民等を対象としたカラスガイを含めた生物多様性保全の啓発
 - 生息地の脅威となる外来種の排除
- 認定年月日 令和8年3月17日

鳥取県告示第146号

ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、牛ウイルス性下痢検査、豚熱検査、家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査、鳥マイコプラズマ症検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐^そ蛆病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 実施の目的
ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、牛ウイルス性下痢、豚熱、家きんサルモネラ症（ひな白痢）、鳥マイコプラズマ症、高病原性鳥インフルエンザ及び腐^そ蛆病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ヨーネ病検査

ア 繁殖又は種付の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で月齢が満24月を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡国府町の区域に限る。）、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び智頭町、倉吉市、東伯郡三朝町、米子市（平成17年3月31日市町村合併前の米子市の区域に限る。）、境港市、西伯郡伯耆町（平成17年1月1日町合併前の西伯郡岸本町の区域に限る。）及び大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町の区域に限る。）並びに日野郡日南町及び日野町において飼育しているもの（令和8年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、令和8年4月1日以降に放牧するもののうち月齢が満24月を経過したもの

エ その他知事が必要と認める牛

(2) 牛海綿状脳症検査

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に規定する届出の対象となる牛の死体のうち知事が指定するもの（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）

イ その他知事が必要と認める牛の死体

(3) 牛ウイルス性下痢検査

令和8年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認されていないもの

(4) 豚熱検査

豚及びいのしし（飼養頭数6頭以上の農場に限る。）

(5) 家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(6) 鳥マイコプラズマ症検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(7) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上（だちょう及びエミューにあっては10羽以上）の農場に限る。）

(8) 腐^そ蛆病検査

蜜蜂

4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（エライザ法）、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(2) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(3) 牛ウイルス性下痢検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(4) 豚熱検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) 家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

- (6) 鳥マイコプラズマ症検査
臨床検査及び急速凝集反応
- (7) 高病原性鳥インフルエンザ検査
臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）
- (8) 腐^そ蛆病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第147号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を受けるよう命ずるので、同条第2項において準用する第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施の目的
豚熱の発生予防のため
- 2 実施する区域
県下全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 注射の方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

鳥取県告示第148号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和8年4月23日から令和9年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、倉吉市、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町、西伯郡大山町並びに日野郡江府町

鳥取県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業地域 八頭郡智頭町
- 3 終了年月日 令和8年2月13日

鳥取県告示第150号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から

次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町及び八頭郡八頭町
- 3 終了年月日 令和8年2月17日

鳥取県告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年3月27日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 河 崎 朗 倉吉市中江146

令和8年2月26日退任

鳥取県告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年3月27日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	前 田 恭 孝	倉吉市富海586
〃	牧 田 徹	倉吉市富海695
〃	藤 原 光 博	倉吉市富海590－1
〃	和 泉 博 伸	倉吉市富海725
〃	数 馬 豊	倉吉市富海819－2
監 事	林 圭之助	倉吉市富海730
〃	兼 光 敬 男	倉吉市富海880－1

令和8年3月2日退任

鳥取県告示第153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年3月27日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 下 博 倉吉市東鴨41

令和8年3月9日退任

鳥取県告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月27日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人博愛会	憩い処よらいや	米子市一部440	令和8年4月1日	通所介護

鳥取県告示第155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月27日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人日翔会	社会福祉法人日翔会 デイサービスかじか荘	日野郡日野町根雨899-1	令和8年3月10日	令和8年3月31日	通所介護

鳥取県告示第156号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年3月27日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 開発許可の年月日及び番号
令和7年12月24日 鳥取県指令第202500229636号
- 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字北浜田
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市皆生温泉二丁目7-24
池田 桃花、池田 晴介

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

令和6年鳥取県選挙管理委員会告示第63号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等について）は、廃止する。

令和8年3月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

テレビジョン放送

日本海テレビジョン放送株式会社 1回

株式会社山陰放送 1回

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流について次のとおり指示する。

令和8年3月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 福 田 一 哉

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、コイを放流してはならない。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合、養殖場から持ち出したコイを放流する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認されたコイを放流する場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 5・7・1号湖山池公園（変更前 5・8・1号湖山池公園）

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）